

令和7年9月

檜 枝 岐 村

令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、令和6年度決算に基づく檜枝岐村の健全化判断比率及び資金不足比率を以下のとおり公表いたします。

1、令和6年度決算に基づく健全化判断比率について

(単位：％)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
－ (15.00)	－ (20.00)	4.1 (25.0)	－ (350.0)

注1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「－（該当なし）」で表示しております。

注2 下段の（ ）内の数値は本村の早期健全化基準を表しており、この数値以上になると早期健全化計画を定める必要があります。

◎比率の概要

(1) 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率。黒字であるため該当ありません。

(2) 連結実質赤字比率

すべての会計を合算した実質赤字の標準財政規模に対する比率。すべての会計が黒字であるため該当ありません。

(3) 実質公債費比率

一般会計等が負担する公債費（公営企業債の償還の財源に充てるものも含む）の標準財政規模を基本とした額に対する比率。早期健全化基準を大きく下回っております。今後も公債費の適正な管理を行い健全な財政運営に努めたいと思います。

(4) 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債（公債費や退職手当の支給予定額など）の標準財政規模を基本とした額に対する比率。将来負担すべき額が、現在保有している基金や普通交付税で賄うことができるため該当ありません。

【用語解説】

・一般会計等

一般会計及び特別会計のうち公営事業・公営企業会計を除いた会計を対象としています。本村の場合、一般会計、診療所特別会計、温泉・特産事業特別会計を指しております。

・標準財政規模

本村が行政サービスを行なうために必要な一般財源の規模を示した額で、地方税や普通交付税が主なものであり、財政状況など分析を行なう場合に多く用いられます。

2、令和6年度決算に基づく資金不足比率について

公営企業会計の名称	資金不足比率（％）	経営健全化基準（％）
水道事業特別会計	－	20.00
下水道事業特別会計	－	
観光施設事業特別会計	－	

注1 資金不足がない場合は「－（該当なし）」で表示しております。

注2 経営健全化基準を上回る場合は、経営健全化計画を定める必要があります。

◎比率の概要

公営企業会計の事業規模に対する赤字の比率。各会計とも黒字であるため該当ありません。